

千葉県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		1.9E-2	1.2E+0	1.1E+2	108.4
64	エトフェプロックス	8.2E+1	3.1E+1	7.0E+1	2.4E+1	206.7
117	テブコナゾール				9.0E+0	9.0
139	トラロメトリン			7.0E+0	3.0E+0	10.0
140	フェンプロパトリン			9.7E+0		9.7
153	テトラメトリン	7.2E+2	2.2E+1	8.9E+2		1,627.7
181	ジクロロベンゼン	1.4E+3	4.7E+2			1,902.4
225	トリクロロホン		1.6E+1			16.1
248	ダイアジノン		1.5E+0			1.5
251	フェニトロチオン		3.8E+2	1.2E+1		389.2
252	フェンチオン	1.6E+1	1.4E+2	1.6E+1		176.0
256	デカン酸				1.5E-1	0.2
350	ペルメトリン	1.3E+2	9.7E+1	1.4E+2	8.4E+1	453.8
405	ほう素化合物		1.8E+0	1.2E+2	4.2E+0	126.2
427	カルバリル			6.4E+2		638.9
428	フェノプカルブ			4.0E+2	2.6E+2	656.1
457	ジクロロボス	2.8E+2	1.6E+3			1,911.1
合 計		2.7E+3	2.8E+3	2.3E+3	4.9E+2	8242.9

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等